

ご意見及びご意見に対する市の考え方(案)

No.	ご意見	市の考え方(案)
1	<p>支援学校高等部1年の子供の保護者です。子供は愛の手帳2度を持っています。地域生活支援事業の移動支援事業について、計画目標を見ますと、時間が少し増加されていますが、これでは足りないと思います。現在3ヶ月で24時間の支給を受けていますが、正直不足していて、利用者のニーズが反映されていないと感じています。また、学齢期でも不足しているのに、成人後も同じ支給量なのは介護の状況が理解されていないと思います。これから子供が成人するのと比例して保護者は高齢になり体力が衰えてくるため、介護の負担はますます大きくなります。成人後のほうが移動支援の必要性が高いため、さらなる時間数の拡大が必要と思います</p>	<p>移動支援事業の時間数の拡大につきましては、徐々にではありますが、対象年齢の拡大や基準時間の増を行ってまいりました。またこの間、対象年齢の拡大や基準時間の増等についての検討を進めていく中で、市内のガイドヘルパーの人数不足という大きな課題も浮かびあがりましたので、まずは、ガイドヘルパー養成研修を実施し、市内のガイドヘルパー数の安定的確保に努めてまいりたいと考えております。</p>
2	<p>移動支援について、現在8時間/月の支給量になっております。子どもは成長とともに体が大きくなり、親は歳をとっていきます。体が大きくなると、歳をとった親の押さえが効かなくなったり、追いつけなくなる可能性があります。年齢に伴って、支給量を増やす必要があると考えます。近郊の他市でも、年齢と共に支給量が増えている自治体が多くみられます。これは、各自治体がやはり必要だと考えるから支給されていると思います。ぜひ、東村山市でも現状を把握して頂き、支給量を増やしてくださいませよう、お願い申し上げます。</p>	
3	<p>学齢期に関しての余暇活動＝放課後児童デイは新規事業所も増え、数年前と比べて数段充実してきております。移動支援事業に関しては、やっと8時間支給されるようになりましたが、一般に関しては8時間のままです。請願で資料を出している近隣の状況は周知のことと思いますが、著しく少ない時間学齢期の更なる時間増もですが、一般に関しては就労時間が短く、就労後の放課後児童デイに変わるものがない限り、学齢期よりさらに必要であると考えます。移動支援時間が増えることによって、それが余暇(就労後の時間の過ごし方、就労のない週末の過ごし方)を充実させるものと考えます。段階的にでも近隣市なみの移動支援の支給時間を増やして頂きたく、計画にのせてもらいたい。</p>	
4	<p>重度知的障害の子供がいます。小学部4年で放課後活動に行く場所が市内になく小5から他市の障害児学童に通っています。放課後デイに移行し負担額も増え送迎の負担はありますが、本人も慣れ活動内容も合っているので現在も通っています。しかし、卒業後放課後デイがなくなると作業所と家だけが子供の社会になるのではと不安です。体も大きくなり保護者だけでは外出先も限られてきました。移動支援もヘルパー不足で現在でもなかなか思うように入りません。①他市と同等程度の移動支援の支給がほしい。②移動支援を受ける事業所を増やす努力をしてほしい。③重度でも安心して過ごせるよう青年期の余暇の場所(放課後デイのような)を作る、もしくはそのため市からの助成を出してほしい。④地域ですっと暮らしていけるようグループホームの増設してほしい。障害があっても、卒業後親子だけで孤立することなく、地域の中で生き生きと暮らしていけるよう、青年・成人期の支援の充実を計画にお願いいたします。</p>	<p>移動支援事業の時間数の拡大につきましては、徐々にではありますが、対象年齢の拡大や基準時間の増を行ってまいりました。またこの間、対象年齢の拡大や基準時間の増等についての検討を進めていく中で、市内のガイドヘルパーの人数不足という大きな課題も浮かびあがりましたので、まずは、ガイドヘルパー養成研修を実施し、市内のガイドヘルパー数の安定的確保について努めてまいりたいと考えております。なお、グループホームの増設につきましては、ニーズの適切な把握に努め、障害のある方が地域で安心して生活が送れるよう、施設整備を進めてまいります。</p>
5	<p>・中2の娘(知的・身体障害有ります)をもつ母として、卒後地域で暮らしていくことにこの素案であると不安があります。常に見守りが必要で外出も歩行可能でも常に危険回避ができないので、サポートが必要。休日は外出するも又、新しい経験を積ませたくても親の体力に限界がある。サポートしてほしくても現行の ・移動支援8時間であると月1の外出で終わってしまう。 いろいろな場所に行き、少しずつ少しずつ体験することで社会性を身につけていく我が娘に、思うように体験のチャンスをあげられていない。更なる移動支援の拡充を願う。 ・短期入所先の拡充を求む。親のレスパイトができる1日だけでも夜間ほっとしたいと思うことは難しいのでしょうか。事業所としての収入が少ないため積極的に受けてくださる先が地域にない。</p> <p>・通所先の拡充と充実。現在の生活介護型では創作・生産活動がほとんどなされていないと思われる。社会に、少しでも関わってできる力が、ほんのすこしでも社会参加の為に力をつけていきたい。と、本人も願っていると思う。 ・市内でのグループホームをぜひつくってほしい。 地域で住み続けるためには、どこかのタイミングで自宅より出て障害の程度にかかわらず(うちは、重いですが)自立することを考えている。 親が高齢になれば介護は厳しくなるので、亡きあとは施設というお話しをよく聞くからだ。 素案では、いろいろ書いてあり一見、整っているように感じられてもその人その人のニーズに柔軟に対応していくためには、利用者を主にした、それに対応できる為に、市の担当の方々、利用者にかかわる方々皆で支えていただけるシステム作りをしていただきたい。</p>	
6	<p>障害者総合支援法に改正されて、地域社会における共生をうたっているにもかかわらず東村山市は移動支援の支給量も近隣他市の半分以下です。支援がなければ社会経験もできませんし、社会にでられないのです。小学生、高校生、成人と支給量も変わらず月8時間なんてありえません。一般の成人が市内だけの生活で満足するのでしょうか？年代別に段階的に支給量を増やしてください。せめて成人だけでも近隣他市の水準に引き上げてください。施設から地域へといってもグループホームも東村山は予算上の制約もあり困難との見解で増設の見込みはありません。近隣の他市は土地探しから関わってくるところもあります。市の遊休地などを定期借地として貸し出すなどしてグループホーム事業を展開する業者を誘致するとか、市で出来ないところは上手く民間企業を利用するなどの施策を考えてください。居宅介護や移動支援を受けてくれるサービス事業所の不足もあります。社会福祉協議会主催でガイドヘルパー養成講座を開催してヘルパーの数を増やす取り組みも必要かと思えます。他市で同様の講座を受講しましたが、市の福祉課の職員が半日ほど講師を務め、障害理解を訴えていました。東村山にはこういった姿勢が足りない気がします。福祉計画素案にある今後の取り組みも具体的な数値目標も期限も明記されていないのも多く、単に「福祉計画策定してます」だけのもののように見えます。市として具体的な目標をどこに置くのかを明確にするなど障がい者の自立支援に向けた熱意が感じられる施策をもっと打ち出して欲しいと切に願っています。</p>	

No.	ご意見	市の考え方(案)
7	<p>☆移動支援支給時間数増やしてください。 成人の方の支給時間数も月8時間とのこと。現在中2の娘が利用しておりますが、成人になっても支給時間数が少ないと外出できず、在宅となり、うちにはまだ年中、2才児がおりこの子達が学齢期になった時に長女の見守りの為に兄妹学校等の行事参加できなくなってしまいます。早期に時間数増やして下さい。 ☆幼児相談と教育相談が一本化すること。とても良いことだと思います。幼児期。早期療育して頂ける機関が不足しています。早期療育施設増やして下さい。 ☆個々に応じた支援をお願いします。</p>	<p>移動支援事業の時間数の拡大につきましては、徐々にではありますが、対象年齢の拡大や基準時間の増を行ってまいりました。またこの間、対象年齢の拡大や基準時間の増等についての検討を進めていく中で、市内のガイドヘルパーの人数不足という大きな課題も浮かびあがりましたので、まずは、ガイドヘルパー養成研修を実施し、市内のガイドヘルパー数の安定的確保に努めてまいりたいと考えております。放課後等デイサービスにつきましては、引き続き、事業者となる法人さんとの情報を密にし、また、現在事業を実施されている法人さんとも情報共有等しながら、限られた社会資源を十分活用できるよう、検討してまいりたいと考えております。ワンストップ窓口の設置については、個々の障害特性に応じた支援が、今後さらに必要となることから、関連所管と連携し、検証してまいりたいと考えております。</p>
8	<p>①移動支援の時間が少ない。社会参加、社会活動する為に利用できる機会に柔軟に対応してほしい。 ②放課後等デイサービスの需要増が見込まれる中、今後施設の増設を早急に行ってほしい。 ③平成26年4月1日保育園の障がい児枠に9人の待機児童がいると聞いた。大変な子育ての中、孤立してしまいがちな母子に適切な対応をしてほしい。それには障害支援課が中心となり、子ども家庭部、子ども家庭支援センター幼児相談、教育相談が一体となった支援が必要だと思う。母が子どもを連れて市役所の中を歩くのではない、ワンストップ窓口を設立を願う。</p>	<p>同行援護の基準時間数につきましては、平成24年4月に基準時間数の拡大を実施した後の利用状況や、同行援護従事者の現状把握に努めてまいりました。その中でガイドヘルパーの人数不足があり、ガイドヘルパーを利用したいときに利用できないのご意見もありましたので、まずは、ガイドヘルパーの人数を増やすために平成27年度にガイドヘルパー養成研修を実施し、市内の従事者の安定的確保に努めてまいりたいと考えております。また、視覚障害のある方が、地域で安心して生活が送れるよう、真に必要な方々にサービスが届くよう、引き続き検証してまいります。</p>
9	<p>障害福祉計画素案(第4期)についての意見 障害福祉計画素案(第4期)に関して、下記の通り意見を述べます。 1. 主意 障害福祉計画素案(以下、素案といいます。)第3章-1-A-③サービス見込量に関して、サービス見込量に合算されている同行援護のサービス見込み量の見直しを求めます。 2. 理由 ① 素案第3章-1-A-②に記載されているサービス量に合算されている同行援護のサービス量の実績は、給付量の上乗せ申請が認められなかった事例を含んでおり、視覚障害者の社会参加を抑制している結果であるといえます。 従って、実績の背後にある制度利用の実情を十分考察しないまま、サービス見込み量算定のベースに用いることには問題があります。 ② 給付量を超えて制度利用したい場合は上乗せ申請をしますが、実際には認定基準(明文化されたものがあるかどうか知りませんが、)のハードルは高く、当事者グループの活動やリクレーション活動を通しての社会参加の上乗せ申請が認められるケースはほとんどありません。 このことは、「申請しても認められないのなら今後一切申請しない」とか、「制度を利用して現在行っている活動を削るように言われた。こんな悔しい思いをするのなら今後上乗せ申請しない」などといった、社会参加に対して後ろ向きな心情となって表れています。 上乗せを認める基準を緩和すべきです。 ③ 東村山市における同行援護支給基準量は月20時間であり、制度利用者の給付量は、全員が基準量と同量となっています。 月20時間の給付では、月に数日の外出で使い果たすこともあり、視覚障害者の社会参加を著しく制限しています。 また月20時間という基準量は、前記の通り上乗せ申請を抑制しており、事実上の上限となっています。 これらのことから、同行援護における月20時間という基準量の設定は、合理的配慮に欠けると言わざるを得ません。 月20時間の基準量は、東京都の区市では最低であり、東京都の水準である月50時間に早急に改めるべきです。 ④ 障害者総合支援法の改正に伴い新たに創設された相談支援事業では、上乗せ申請が認められた場合の書類手続きが増え、視覚障害者にとって煩わしさが一層加わっています。これは、上乗せ申請を自己抑制する方向に働くことになり、この点も見落せません。 ⑤ サービス見込み量は実績を基にして推計したものであり、潜在するであろう需要は考慮されていません。東日本大震災では、視覚障害者用の補装具や日常生活用具の給付を知らなかった人が大勢いたことが明らかとなっています。 東村山市では、障害者手帳の視覚障害1・2級所持者は280人ほどおります。一方同行援護・移動支援の制度利用者は70人ほどで、100人を超える人が制度を利用していません。 理由はさまざまですが、前述の東日本大震災の例から推測して、東村山市でも制度のあることを知らない人が多数いるのではないかと考えられます。 現状を正しく把握し、周知・啓発の施策をさらに推進すべきです。 3. 付記 視覚障害者の外出は自らで行うことが基本ですが、それがなかなか難しい現状にあります。今それらについて一つ一つ述べることはしませんが、健全者と同様に視覚障害者も社会参加を行っていくためには、同行援護制度の充実が必要不可欠な要件となっています。 ここに述べた意見に沿う方向で、同行援護のサービス見込み量の見直しを行っていただきたく、切に要望します。</p>	<p>同行援護の基準時間数につきましては、平成24年4月に基準時間数の拡大を実施した後の利用状況や、同行援護従事者の現状把握に努めてまいりました。その中でガイドヘルパーの人数不足があり、ガイドヘルパーを利用したいときに利用できないのご意見もありましたので、まずは、ガイドヘルパーの人数を増やすために平成27年度にガイドヘルパー養成研修を実施し、市内の従事者の安定的確保に努めてまいりたいと考えております。また、視覚障害のある方が、地域で安心して生活が送れるよう、真に必要な方々にサービスが届くよう、引き続き検証してまいります。</p>
10	<p>①聞こえにくいお子さんが普通学校で学ぶ場合、授業担当の先生により習得度合いが異なってくる。当市ではノートテイカー(要約筆記)は付けられていないと思う。おそらく親御さんがフォローせざるを得ない。子どもが特別支援学級で学ぶか普通学級で学ぶかは、自由に選択できるようにしたのだから、市でノートテイカーをつけるサービスも考えてよいと思う。(実際利用するかどうかは別) ②就労支援の中でジョブコーチの制度は大切。聴覚障害者に対するジョブコーチも利用できる(東京聴覚障害者自立支援センターの事業の一つになっている) 当市でのこの種のジョブコーチ導入のお考えはあるのですか？</p>	<p>①聞こえにくいお子さんが学校で学ぶ際の支援の方法等については、障害支援課と教育分野の所管で情報交換を図りながら、検討を進めてまいりたいと考えております。いただいたご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。 ②市では、東村山市障害者就労支援室を開設し、障害のある方に向けた就労支援事業を実施しております。今後も、様々な障害に対応した、一般就労に向けた支援を進めてまいります。</p>

No.	ご意見	市の考え方(案)
11	とくにサイガイ時にハンディーとなる人がヒナンジョに行きやすく、社協とあんしんネットで話しあいのばをもってほしいです	東村山市社会福祉協議会が事務局を務める、東村山あんしんネットワークでは、障害のある方やその保護者、地域の方、市内福祉関係者等により話し合いが行われております。
12	地域生活支援事業の意思疎通支援事業に失語症に対する配慮をお願いします。失語症は脳の言語中枢が傷つくことにより生じ、「聞いて理解すること」「話すこと」「読んで理解する事」「書くこと」が難しくなります。損傷された場所などにより症状や重さは様々です。回復には時間がかかりますがコミュニケーションの機会を積極的に持つことが大切です。しかし言葉による意思疎通に支障があるので外出できなかつたり、文句を言わない物分りの良い利用者としてデイサービスなどでは放って置かれる事もしばしばです。コミュニケーションは社会生活に欠かせません。それが障害された失語症者の困難さはとても大きいです。東村山市の意思疎通支援事業は手話通訳派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業、手話奉仕員養成研修事業で聴覚障害者に対するものに限られています。失語症という障害があっても安心して地域で生活出来る社会になるよう是非、意思疎通支援事業に失語症者に対する事業を加えるようお願い致します。	障害者総合支援法により、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣のほか、専門性の高い手話通訳者及び要約筆記者の派遣は、都道府県の役割とされております。また、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員といった専門性の高い支援者の養成についても、都道府県の役割とされていることから、専門的な意思疎通支援者の派遣や養成については、都道府県が中心に進めるものと役割分担がされております。市では、今後も障害種別に応じた支援について考えてまいります。
13	<p>1.障害福祉計画の目的は何ですか？(具体的に)</p> <p>2.P.1 いつパブリックコメントを実施しましたか？</p> <p>3.P.2 サービス見込量については、利用出来ない人はどのように考慮されていますか？</p> <p>4.P.11④ サービス提出事業所の拡大→具体的にいつ、どこで</p> <p>5.P.11③ サービスの見込み量は利用できない人はどう考慮されているか？</p> <p>6.P.13⑤ 具体的にお教えてほしい</p> <p>7.P.14④ 具体的にお教してほしい</p> <p>8.P.16④ 具体的にお教してほしい</p> <p>9.P.18相談支援① 具体的にどちらの方へ聞ければ良いか。</p> <p>10.P.19E成年後見制度支援事業 具体的にお教えてほしい。</p>	<p>東村山市障害福祉計画(素案)P. 1のとおりです。</p> <p>平成27年3月2日から3月20日までです。</p> <p>利用者の障害状況等に応じ、必要な関係機関等と連携し、必要なサービスが提供できるように調整しています。</p> <p>市内において事業実績のある社会福祉法人等をお願いしているところです。今後も正確な情報把握に努めます。</p> <p>利用者の障害状況等に応じ、必要な関係機関等と連携し、必要なサービスが提供できるように調整しています。</p> <p>市内において事業実績のある社会福祉法人等をお願いしているところです。今後も正確な情報把握に努めます。</p> <p>計画相談支援については、市内の社会福祉法人等の意向を把握しながら、市内事業所が充実されるよう調整していきます。また、地域相談支援については、市内でサービス提供を行っている事業所と連携を図りながら、長期に入院、入院している方が地域生活に移行できるよう支援していきます。</p> <p>障害児通所支援については、障害児が必要な通所支援を受けられるよう、サービス提供事業所と連携を図ります。また、障害児相談支援については、市内の社会福祉法人等の意向を把握しながら、市内事業所が充実されるよう調整していきます。</p> <p>相談支援機能強化事業は、青葉町にある「ふれあいの郷」にて実施しています。ふれあいの郷では、精神障害をお持ちの方を主な対象として、専門的知識を有する職員がご相談に応じています。</p> <p>成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方(本人)について、本人の権利を守る援護者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。 援護者は、本人の判断能力が全くない場合は成年後見人、著しく不十分の場合は保佐人、不十分な場合は補助人といった種類があります。 具体的には、障害福祉サービスの申請時等に、援護者が本人に代わって申請を行う等、本人を支援していきます。</p>
11		